

# はじめに

## 第1節 計画策定の趣旨

我が国の総人口は減少しているものの、平均寿命の延伸や少子化の進行などにより、65歳以上の高齢者（以下、「高齢者」という。）の人口は年々増加し、4人に1人が高齢者という状況となっています。10年後の平成37年にはいわゆる団塊の世代の方が75歳以上高齢者（以下、「後期高齢者」という。）となり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、要支援・要介護認定者（以下、「要介護等認定者」という。）、認知症の方が増加することが見込まれています。

こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が重要となっています。このため、平成23年には、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進める方針が打ち出され、平成26年には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、地域の実情に応じて医療及び介護の総合的な確保を促進するなど、多分野との連携強化により一層のシステム構築の推進が求められています。

このような背景を踏まえ、第6期豊川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下、「本計画」という。）は、前計画で定めた「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、新たな制度の下、平成37年までの中長期的な視点に立ちながら、「とよかわ地域包括ケア計画」としても位置付け、高齢者福祉施策及び介護保険事業の基本的考え方、目指すべき取組みなどを定めました。

## 第2節 計画の位置づけ

### 1 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

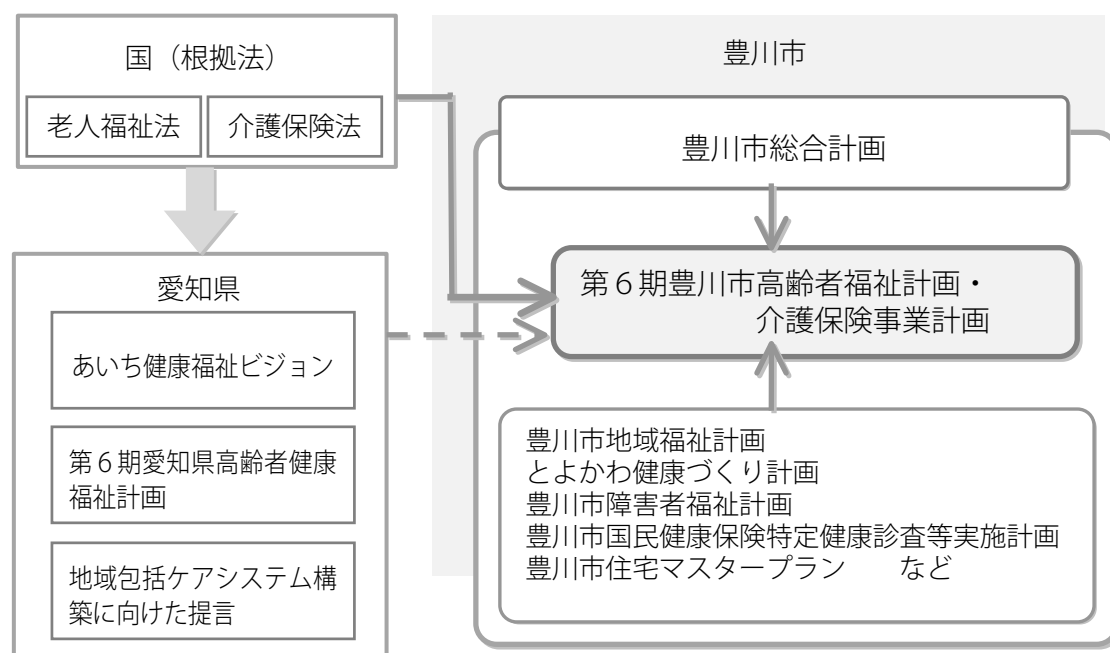
### 2 関連計画との関係

本計画は、「老人福祉法」「介護保険法」に基づき、「豊川市総合計画」を上位計画として、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置づけられるものです。

そして、高齢者福祉施策や介護保険制度を円滑に実施することを目的に、愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」「第6期愛知県高齢者健康福祉計画」や「あいちの地域包括ケアを考える懇談会」による「地域包括ケアシステム構築に向けた提言」など、また、本市の「地域福祉計画」「とよかわ健康づくり計画」などとの調和を図りつつ、これからの取り組むべき課題を明らかにするとともに、それらの課題解決に向けた取り組みを推進します。

なお、現在、第6次豊川市総合計画（平成28年度～37年度）を策定中ですが、地域包括ケアシステムの構築は、第6次豊川市総合計画の目指す「定住施策」につながるものとします。

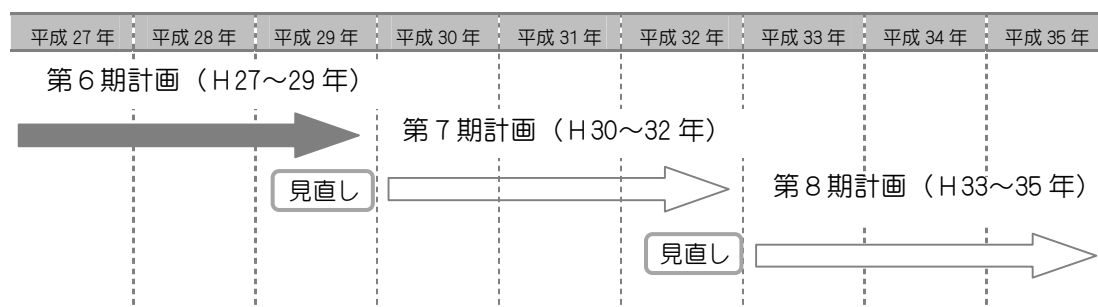
#### ○計画の位置づけ



### 第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間です。

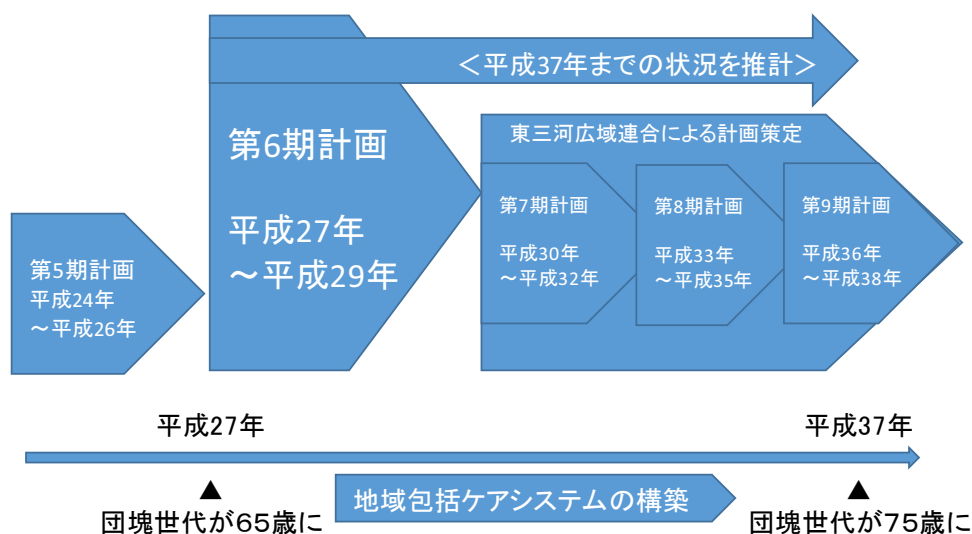
本計画以後の計画は、平成37年までの中長期的なサービス・給付・保険料水準も掲載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



なお、東三河8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）による東三河広域連合が平成27年1月30日に設立されました。この広域連合においては、平成30年度に介護保険を統合することを計画しています。

まだ、詳細は決まっていないため、本計画の諸施策を実施しながら、今後、協議を重ねていくこととなります。

○広域連合による保険者統合を行った場合のイメージ



## 第4節 第6期計画のポイント

本計画の策定に際しては、国が示す計画策定のポイントに沿って、アンケートの実施による高齢者福祉へのニーズなどの調査・分析を行うとともに、医療・介護・福祉の各分野の関係者をはじめ、市民、学識経験者など幅広い関係者が参画した「豊川市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」より、本市の目指すべき高齢社会についてのご意見をいただき、計画に反映しました。また、国の制度改正に伴い、「地域包括ケアシステム」をより具体化するために、本市で高齢者福祉や介護保険事業に携っている各種団体や事業所などからご意見をいただき、本市における地域包括ケアシステムの構築体制について本計画に反映しました。

○国が示した第6期計画の策定のポイント（要約）

### ① 平成37年（2025年）のサービス水準等の推計

いわゆる団塊の世代の方が後期高齢者となる平成37年のサービス水準、給付費や保険料水準なども推計し、介護保険事業計画に記載する。

### ② 在宅サービス・施設サービスの方向性の提示

在宅サービス、施設サービスを地域で今後どのように充実させていくか、地域の特徴を踏まえて方向性を提示する。定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）及び小規模多機能型居宅介護などの普及が重要。

### ③ 生活支援サービスの整備

高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、多様な主体による多様な生活支援サービスを充実強化する取組を記載する。平成29年4月までに新しい総合事業を開始することを踏まえ、地域づくりの推進を期待。

### ④ 在宅医療・介護連携・認知症施策の推進

在宅医療・介護連携の機能、認知症への早期対応などについて必要な体制の整備など各市町村の第6期における取組方針と施策を示す。

### ⑤ 住まい

高齢者の日常生活の前提となる住まいに関して、今後どのように充実させていくか、方向性を提示する。